

聖籠町手数料条例の一部を改正する条例をリリビ公布す
る。

平成二十二年十一月十一日

聖籠町長 渡邊廣相

聖籠町条例第二十号

聖籠町手数料条例の一項を改正する条例

聖籠町手数料条例（平成二十二年聖籠町条例第八号）の一部を次のよう改正する。

別表（第二十号附録）

租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	800円
身分、職業に関する証明手数料	1件につき 150円
印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付手数料	1件につき 150円
資産、所得及び納税証明手数料	1件につき 150円
土地、建物に関する証明手数料	(1) 土地は5筆までは150円、6筆以上は1筆を増やす毎に20円 (2) 建物は5棟までは150円、6棟以上は1棟を増やす毎に20円
公課に関する証明手数料	1件につき 150円
聖籠町に住所を有する者に関する住民票に関する証明、閲覧手数料	1枚又は1枚につき 150円。ただし、世帯全員の写については5人まで150円、5人を超えるときは300円を徴収するものとする。

租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	1,000円
---	--------

身分、職業に関する証明手数料	1件につき 200円
印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付手数料	1件につき 200円
資産、所得及び納税証明手数料	1件につき 200円
土地、建物に関する証明手数料	(1) 土地は5筆までは200円、6筆以上は1筆を増やす毎に20円 (2) 建物は5棟までは200円、6棟以上は1棟を増やす毎に20円
公課に関する証明手数料	1件につき 200円
聖籠町に住所を有する者に関する住民票に関する証明、閲覧手数料	1件につき 200円

農業委員会の所管する農地関係各種証明書の交付手数料	1件につき 150円。ただし、農地法(昭和27年法律第229号)の許認可申請事務等の一環で必要と認められる場合は除く。
公簿、図面に関する証明、閲覧手数料	1件につき 150円

農業委員会の所管する農地関係各種証明書の交付手数料	1 件につき 200 円。ただし、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)の許認可申請事務等の一環で必要と認められる場合は除く。
公簿、図面に関する証明、閲覧手数料	1 件につき 200 円

前各号以外の証明又は経由文書で 町長の認証を要するもの	1 件につき 150 円
--------------------------------	--------------

前各号以外の証明又は経由文書で 町長の認証を要するもの	1 件につき 200 円
--------------------------------	--------------

は認めぬ。

註 三

ノ」の條例は、母地 110 田母國円 1 田から施せやう。